

入札監理小委員会  
第558回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第558回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年9月24日（火）17：02～18：00

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 実施要項（案）の審議

- 若年技能者人材育成のための地域における技能振興等に係る周知広報業務（厚生労働省）
- 東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務（旧・大手町合同庁舎3号館等（国税局）の管理・運營業務）（財務省）

### 3. 閉会

#### <出席者>

##### （委員）

古笛主査、石田専門委員、小松専門委員、清水専門委員

##### （厚生労働省）

人材開発統括官付能力評価担当参事官室 釜石参事官  
人材開発統括官付能力評価担当参事官室 鈴木室長補佐  
人材開発統括官付能力評価担当参事官室 佐藤技能振興係長

##### （財務省）

東京国税局総務部会計課 中山会計課長  
東京国税局総務部会計課 宮之元課長補佐  
東京国税局総務部会計課 安保経費第1係長

##### （事務局）

小原参事官、清水谷企画官

○古笛主査 それでは、ただいまから第558回入札監理小委員会を開催します。

最初に、厚生労働省の若年技能者人材育成のための地域における技能振興等に係る周知広報業務の実施要項（案）について、人材開発統括官付能力評価担当参事官室、釜石参事官よりご説明をお願いしたいと思います。

本件は、本年の基本方針にて採択された新規案件となります。よろしくお願いたします。

○釜石参事官 ただいまご紹介いただきました、厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官の釜石と申します。本日は、当省が実施する若年技能者人材育成のための地域における周知広報業務、民間競争入札実施要項（案）につきましてご審議いただきまして、お礼申し上げます。

それでは、お手元にある資料1の議論のポイントに沿ってご説明させていただきます。

最初に、事業の概要になりますが、資料A-2の実施要項（案）の5ページ目の上の（2）のところがございますけれども、あわせて資料A-3の業務概要のパワポのポンチ絵をご覧いただければと存じます。

本業務は、若年者のものづくり離れ、技能離れが見られる中で、若年者が進んで技能者を目指す環境を整備し、人材の確保・育成を進めていく必要があるということで、小中学生をターゲットに全国で実施するものづくり体験イベント、そして、工業高校生をターゲットに実施する技能士展・技能競技大会を効果的に実施するための周知・広報を実施するもので、事業の実施期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。

なお、これらの各種イベント自体は、別途調達する若年技能者人材育成支援等事業の落札者が実施することとしております。

これまでの経緯になりますけれども、資料A-3の2ページ目、裏の方でございますが、本業務は現状、若年技能者人材育成支援等事業の実施区分のうち、左側の中央技能振興センターが行っている業務の一部となっております。ここから分離して実施することとしております。

これまでの調達状況につきましては、資料A-4のとおりとなっております。

毎年、競争性改善のための取組を行ったにもかかわらず1者応札が改善しなかったことから、本年の基本方針により市場化テストの対象事業として選定されたものでございます。

なお、若年技能者人材育成支援等事業につきましては、平成28年度までは一つの実施

区分で調達してございましたけれども、平成29年度以降は中央技能振興センターと都道府県ごとの地域技能振興コーナーの合計48の区分に分割して調達しております。

資料A-4の青のところ、契約状況等の一番下の備考欄に記載していますとおり、平成29年度以降は、その48区分のうち、本業務を含んでいる中央技能振興センターの実施区分に係る情報を記載しているものでございます。

次に、市場化テストの実施に際して行った取組です。先ほど申し上げたとおり、従来の若年技能者人材育成支援等事業のうち、地域における技能振興の取組である技能士展・技能競技大会展及びものづくり体験イベントに係る周知・広報業務を分割し、別業務としたというところがポイントでございます。

また、本業務について、民間事業者にとって参入しやすく、かつ創意工夫を発揮できる実施要項（案）とするために、業務内容を具体的に明記するとともに、事業を分割したことにより、イベントそのものを実施する他事業者との役割分担を明確化しております。

具体的には、この後、業務内容の中でご説明させていただきたいと思っております。

次に、3番、公共サービスの業務内容でございます。資料A-2の実施要項（案）の6ページの上の③の部分になります。大きく分けて、アのプロモーション計画の策定、イのプロモーションの実施、そして、ウのプロモーションの効果測定の3つで構成されております。

詳細は別紙1の仕様書の中で示しております。少し飛びますけれども、24ページをご覧いただければと思います。

24ページの一番上、(1)プロモーション計画の策定から順番に説明させていただきます。

これは、まず本業務の受託者に周知・広報をしていくための「プロモーション実施計画書（案）」を策定していただくという内容でございます。

策定したプロモーション実施計画書（案）については、次の(1)の②や③のとおり、各種イベントを行う中央技能振興センターや地域技能振興コーナー、そして、プロモーション計画の策定に係る基本指針を策定しているプロモーション委員会に説明、あるいは報告を行っていただいた上で内容を確定させまして、計画の具体化の段階に進むという形としております。

なお、プロモーション計画の策定に係る基本指針につきましては、今年度のものが37ページから42ページにございます。本当は別添3なんですけれども、ちょっと記載が抜

けております。済みません。

プロモーション委員会でございますけれども、技能振興に係る有識者ですとか、工業高校の関係者、マーケティングに係る学識経験者及び厚生労働省の職員で構成されております。中央技能振興センターが事務局を務めるという形で運営するものでございます。

次に、24ページの下の方の(2)プロモーションの実施についてです。24ページの下の部分から26ページにかけて具体的に記載しております。

業務は大きく3つに分かれておまして、1つ目はターゲットとなる方に対してイベントを認知してもらうための周知・広報の実施、2つ目はイベントの集客効果を高めるためのゲスト等の活用、あるいはノベルティの作成に係る企画等の実施、そして3つ目はイベント実施後に、ものづくり、あるいは技能に興味を持ってくださった方々に対して、その興味関心をより高められるようなコンテンツの企画作成となっております。

最後に、26ページの(3)プロモーションの効果測定です。26ページの下から27ページまで記載しております。

イベント参加者に対して実施するアンケート項目の決定から始まりまして、アンケート等のプロモーション結果の集計・分析、そして、次年度に向けた改善提案まで行っていただくこととしております。

なお、イベント情報提供用のウェブコンテンツの作成及びそれに誘導するためのウェブ広告やSNSの運用等、インターネットを使った周知・広報も行っていただくこととしておりますが、この効果測定については、作成したウェブコンテンツに対するアクセス回数及びアクセス経路等についての集計及び分析を行っていただくこととしております。

続きまして、また飛びますけれども、36ページの仕様書の別添2の関連事業者等との役割分担表をご覧ください。

今回、元の若年技能者人材育成支援等事業から分離するに当たり、イベントを実施する事業者とイベントを周知・広報する本業務の実施者が分かれたことから、本業務に応札する民間事業者が適切に積算できるようにするために、想定される作業ごとに事業者ごとの役割分担を整理したものでございます。

役割分担については、一つの作業プロセスについて複数者が関与して進める必要があるものについては、主担当以外に副担当として支援等の役割も記載しております。想定されるものについて網羅したつもりではございますけれども、パブリックコメントにおいて民間事業者からご意見等があった場合は、極力入札しやすくする方向で対応したいと考えて

おります。

業務内容につきましては、以上でございます。

次に、確保されるべきサービスの質でございます。戻りまして、実施要項（案）の6ページの下部の（4）をご覧ください。全部で3点ございます。

1点目は①ということで、策定したプロモーション実施計画に沿って業務を遂行していただき、成果物を期日までに納品していただくことになります。

なお、成果物及び納品期日につきましては、飛びますけれども、43ページの方に記載しているとおりでございます。これを四半期ごとにモニタリングしていくこととしております。

2点目は7ページ上部の②でございます。イベント来場者に対して実施するアンケートにおいて、イベントを何で知ったかという認知経路について聞くこととしておりますけれども、この回答について、本業務で実施した周知・広報手段を介して認知したと回答した割合が5割以上であることとしております。

3点目ですが、次の③にあります「仕様書」6.（2）③、これは26ページの中ほどの③でありますけれども、イベントの終了後に、ものづくり・技能に興味を持ってくれた方に対して、その興味関心をより高められるようなコンテンツの企画作成を行うというものでして、当該コンテンツの利用者に対してアンケートを実施して、ものづくり・技能に興味を持ったという回答が6割以上であることとしております。

次に、5、落札者の決定方法でございます。少し飛びまして、11ページの6にありますように、本業務は総合評価落札方式により調達することとしており、提案書による技術点240点及び入札価格による価格点120点の合計360点を総合した評価により落札者を決定することとしております。

提案書の評価項目については、10ページにa)からe)まで概要を記載しておりますけれども、詳細は別紙2の提案書作成要領・評価基準書において記載しております。

56ページをご覧ください。この中で、事業のスケジュール、事業の実施内容及び実施体制等について具体的なご提案をいただく内容としております。

また、民間事業者の創意工夫を生かす観点から、一番下の4のその他におきまして、当省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫に関する事項を加点項目として設定しているところがございます。

次に、6番、従来の実施状況に関する情報の開示になります。58ページ以降の別紙3

に記載しております。

まず、59ページの2に記載されている従来の実施に要した人員からご説明させていただきます。

現状は、若年技能者人材育成支援等事業における中央技能振興センターの実施区分の受託事業者には本業務を含めた業務一式を発注しているのですが、本業務については、そこからさらに広告会社等に外注して実施されておりました。

具体的に要した経費及び実施した内容は、58ページに記載されたとおりでございます。

実施内容及び経費に、年度ごとにばらつきが出ておりますけれども、これは中央技能振興センターから外注する際に、広告会社等の創意工夫を生かす観点から、企画競争により実施していたということが要因の一つとなっております。

めくっていただいて60ページに昨年度実施したイベントの認知経路に係るアンケート調査結果、そして、次の61ページに従来の業務の実施方法について具体的に記載しているところでございます。

なお、本業務に応札する民間事業者が業務の実施方法を理解し、適切に提案書を作成及び積算ができるようにするため、従来の事業実施における成果物を開示することとしております。

具体的には、44ページの閲覧資料一覧にあるこの成果物を入札公告期間中、閲覧可能として、利便性を高めるため、貸出しにも対応することとしております。

最後、7番、その他として、実施要項（案）の中で現時点で未確定の箇所について補足させていただきたいと思っております。

それは2カ所ございまして、1つは別紙1「仕様書」の別添1「各種取組一覧」になります。実施要項（案）の33ページから35ページをご覧ください。

これは、周知・広報の対象とするイベントの開催場所や実施時期等の予定を示したものであります。

もう一つは、仕様書の別添3「プロモーション計画の基本指針」になります。37ページから42ページをご覧ください。

これは、プロモーションの目的、ターゲット、プロモーションの実施に係る基本方針を記載したもので、本業務の受託者は、仕様書の業務内容と本指針に留意の上、プロモーションの実施計画を策定、実施することとしております。

これらは、現状では、参考資料として今年度に中央技能振興センターから本業務を外注

した際に示した情報を掲載しておりますけれども、来年度の実施予定及び基本指針につきましては、本年度の実施状況も踏まえながら本年12月までに改定した上で、本業務の調達では具体的内容を明示する予定としております。

早口で失礼いたしましたけれども、当省からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○小松専門委員 すいません。

○古笛主査 お願いします。

○小松専門委員 こういうイベントを私、知らなかったんですけれども、どのぐらいの参加者が見込めるものなんですか。ざっとした数字で結構ですけれども。

○釜石参事官 それぞれ都道府県によって、規模感というのは大分違ってくるかと思うんですけれども……。

○古笛主査 34、35です。

○小松専門委員 34、35にありますか。

○釜石参事官 見込みとしてはいろいろ幅があるのが33ページから……。

○小松専門委員 何か、随分ばらついているような気がするんですけれども。

これはこの事業の本質とは関係ない話になっちゃうので、してもいいのかどうかわからないんですけれども、工業高校の生徒さんを対象にしているということなんですが、どういう効果を狙ってやっておられるのかというのは、いまいちぴんどこないんですけれども。

○釜石参事官 工業高校の方というのはいずれ製造業に従事して働いていただくというパターンかと思えますけれども、その中でも、自ら進んで技能の世界に入って行って、技能を高めつつ企業で活躍していこうという意思を持っていただく端緒になればということで、こういう広報事業をやっているということでございます。

日本もものづくりで経済成長してきたということもありますけれども、最近、若者のものづくり離れとか技能離れというものが問題視されていて、そういうものに少しでも歯止めをかけて、さらに技能の世界に入って行く若者を増やしていこうということで、このような広報事業、技能振興事業というものをやっているところでございます。

○小松専門委員 あんまり議論し出すと切りがなくなるのでしませんけれども、わかりま



した。もう少し一般的な人たちにも広げてもいいような気がするんですけども、そこは小中学生が対象というところで企画されているんだらうとは思いますが、わかりました。ありがとうございます。

○石田専門委員 誤植だと思うんですけども、61分の26ページの(3)プロモーションの効果測定のところ、「プロモーションの効果を把握し、するため」なので。

○釜石参事官 すいません、そこは間違いで、「し、」が不要でございます。「把握するため」です。下の方にも、下から2行目のところ、「終了していないためことから」というもの、「ため」を削っていただければと。それから、「最終報告に行うこと」ではなく、「最終報告を行うこと」でございます。

大変申し訳ございません。

○石田専門委員 もうちゃんとお存じで。

それから、58ページの従来の実施状況に関する情報の開示なんですけど、これはちょっと興味があって。新聞広告を3,900万円、平成30年度はおやりになって、今年度はやっていたらいいじゃないですか、これは結局やってもやらなくても効果はなかったということで、特に新聞広告を打たなくても入場者数が減っているという事実はないんですよ。

○鈴木室長補佐 私の方から。今、ターゲットが高校生ですとか小中学生ということになると、小中学生なんかですと親御さんの方にターゲットを置きますので、そうするとあまり家庭の方で——母親とかをターゲットに重きを置いているんですけども、なかなか新聞を見る機会というか、新聞自体を取っていないというケースが多いんじゃないかというふうに。先ほど出ていましたプロモーション計画委員会というものを今年度立ち上げまして、その中で議論がありまして、それよりもSNSとかそういうものを使った方が、いわゆる口コミも含めて広がるのではないかということで、今年度については、新聞広告はとりあえずやめてみようということです。

イベント自体もこれから、秋口が多い感じになってきますので、そこでどういうふうな効果が出ているのかというのは把握できるかなというふうに思っております。

○石田専門委員 伺ったのは、ご英断だなと思って伺ったので、旧態依然とした新聞広告を、ぱっさり4,000万をおやめになったのはとてもいいことだと思うんですけども、同じようにノベルティも——ノベルティは、あつたら来るのかどうかという効果測定は難しいんですけども、なくても来るかなという気がするんですけども、ノベルティはだんだん増えているんですよ。でも、それもプロモーション委員会で、受託業者が決めることじ

やないんですよ。

○鈴木室長補佐 はい。プロモーション委員会の方でおおむねの基本計画というものを策定しますので、その委員会の議論の中でということになります。ですから、どれぐらいノベルティをやればさらに増えるのかというのは、まだ効果がなかなか出ていないところです。おそらくそういうものがあればいいんじゃないかという議論の中で、一旦やってみましょうという議論にはなっております。

○小松専門委員 ちょっとよろしいですか。今のお話というか、これを見ていると、やり方そのものはそちらでほぼ大筋を決められて、あとはその業務をやってくださいという、そういう委託の仕方になりますよね。そうだとすると、例えば広告会社みたいなところが来てやってもおもしろみが全くないんですよ。彼らは、どうやってそれを周知させるかというノウハウが売りなわけですよ。どういう手段を使って浸透させるかということ、それこそプロフェッショナルですから、やっているわけですけども、それを使わないで、失礼な言い方をすると、半分素人みたいな委員の方のアイデアでやったところで、民間の効果というのはどこまで期待できるのかなという、仕様書の作り方そのものが少し業者にとって魅力がないようなイメージがするんですけども、その辺は何か意図があってそういうふうになっているのでしょうか。

○鈴木室長補佐 実施計画そのものをプロモーション委員会で策定ということで、あくまでその基本となる指針を策定、その指針に基づいて、受託をしていただく事業者さんに創意工夫をしていただいて計画をつくっていただくということなので、おもしろみがないという感じのところまではいかないのかなというふうにこちらでは思っていたものです。

○小松専門委員 ちょっと余計なことを言うと、例えば企業が広告をしたいというときに、広告の企画から全部頼むわけですよ、広告会社に。例えば、私が何か企業をやっている、私が考えて、こうやったらお客さんに受けるんじゃないかと思っても、それは素人考えなわけですよ。

だから、逆に言うと広告会社に期待するのは、こっちが予想もしていないようなやり方でアピールしてもらえるといるところを期待するわけだから、本来は企画そのものを、何がしたいかということ伝えて、その企画も含めて全部任せちゃうというのが民間ならばやる仕事かなというふうに思うんです。そこを会社の方でかなり、その広告の中身まで全部決めちゃって、あとはチラシつくって配ってねというだけの仕事だと、広告会社は手を出さないだろうなというふうに思っているんです。ちょっとそこは議論がいろいろ分かれ

るので、これでおやりになるというんだったらそれでおやりいただければ結構だと思いますけれども、そういう感想を持ちました。

○釜石参事官 応札者が出るのかというご懸念かと、あるいは、また1者応札になってしまわないかというご懸念かと思えますけれども、若年技能者人材育成支援事業を受託している中央技能振興センターが更に外注しているというのが今までの方式ですが、その際には基本的に2者以上の応札者が出ているということもございますので、複数の応札者が出てくることが見込めるかなと考えているところでございます。

○小松専門委員 そうなることを期待しております。

○古笛主査 受託事業者の創意工夫というところまで頑張っていただけるとありがたいですね。

お願いします。

○石田専門委員 59ページの従来の実施に要した人員のところ、この図を見ると今までは中央職業能力開発協会さん1者が広報についても全部受けて、でも広報についてはほかの業者に全部委託していた構図という理解でいいんですか。今回は、そうだったから中抜けというか、もともとの民間業者に直で発注できるような形に、できるだろうということで分けられたということですか。

○鈴木室長補佐 そのとおりでございます。

○石田専門委員 あと、担保する質なんですけれども、アンケートを取って広報の経路が51%以上ということなんです、担保する質はそこなんです。来る人数を前年度以上とか、そういう目標の方がよろしくないんでしょうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○釜石参事官 最初、参加者にすごくばらつきがあるという指摘もありましたけれども、大きなばらつきがあるのは、併催イベント、ほかにやるイベントとの関係がございまして、技能士展とか技能競技大会、技能五輪全国大会ですとか、若年者ものづくり競技大会のサイドイベントとして開くときにはいっぱい人が来ると。その開催県は毎年変わっていきまますので、そうすると前年との比較はできないということもあって、そういう要素も若干あるかなと思っています。

○石田専門委員 でも、1者が広告を打つのであれば、トータルの人数とかではだめなんですか。

○釜石参事官 トータルですか。

○石田専門委員 5割というのは、多分、今までやったら51%だったので5割ということだと思うんですけども、これをどんどん増やしていきたいんですよね。新聞じゃなくてSNSとかフェイスブックとかもお使いになってということだったら、もっと人数にしても。あるいは、5割だけ人数も入れられても。あるいは、そんなことを言うのだったら、何%以上増えたというインセンティブをあげてもいいかなと。

そうすると、ノベルティをするかどうかは全部、企画から何から任せた方が。ノベルティも幾らかけているのか、これだと見えないんですよね、今までかかった費用というのが。今までかかった費用を細かく書いていただいているんですけども、新聞はやめたからわかるように書いていただいているんだけど、ノベルティで幾らだったのかとか、ゲストを呼んだから幾らだったのかというのがわからないので、これだと新規の人は何にどれぐらいかけたかわからないのではないのかなと思うんですが。

○釜石参事官 人数、絶対だめですというふうなことではないので、検討させていただければと思います。

○石田専門委員 すいません、ちなみに、個人的興味で恐縮ですけども、ノベルティは単価幾らぐらいのものをあげているんですか、この5,000個というのは。

○佐藤技能振興係長 ノベルティは、30年度の実績ですと、単価200円のものを作成しています。

○石田専門委員 はい。200円ですね。

○小松専門委員 そんな来るかなという気はするけど、まあいいや。何をあげるかによるけどね。

○古笛主査 わからないですよ、小学生だからね。

○石田専門委員 いや、でももらえるものがあるから行くわけじゃないと思うんですよね。

○小松専門委員 多分そうですね、今はね。インスタ映えがするからとか、そっちの方が大きいかもしれない。いや、これは内輪の話なので関係ないです。

○石田専門委員 はい。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 ありません。

○古笛主査 先ほどの人数の点なんですけれども、その点はどういたしましょうか。

○事務局 実施省と相談し、主査にご報告いたします。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果と、先ほどの人数の点について、引き続き厚生労働省におきましてご検討いただいて、本日の審議を踏まえて修正があるようであれば、それを事務局のほうにご報告いただくと。

そして、各委員が確認した上で議了とする方向で調整させていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

なお、委員の先生方におかれましては、更なる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(財務省入室)

○古笛主査 では、続きまして、財務省の東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務（旧・大手町合同庁舎3号館等（国税局）の管理・運營業務）の実施要項（案）についての審議を行います。

本件は、単独庁舎79施設、合同庁舎7施設、国税庁事務管理センター等の施設を5区分に分け、全体を新プロセスとして市場化テストを実施している案件であります。

本年4月23日に開催した第534回入札監理小委員会におきまして、財務省より、当初の入札のうち、国税庁事務管理センター1施設、1区分が不調となったことから、この1区分について、令和元年度は「施設管理・運營業務」、「清掃等業務」及び「警備業務」の3つの業務に分け、再度調達手続を踏む旨、報告がありました。今後の取り扱いについても、整理がつき次第報告することとされたものです。

今後の取り扱い及び実施要項（案）について、国税庁東京国税局総務部会計課、中山会計課長よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○中山会計課長 東京国税局会計課長の中山と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。早速ですが、私から説明をさせていただきます。

東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務のうち、国税庁事務管理センターに係る入札実施要項の見直しにつきまして説明させていただきます。

まず、業務の概要でございますが、本業務につきましては、東京国税局が管理しております税務署などの91の庁舎等施設における施設管理・運營業務のうち、国税庁事務管理

センターに係る契約でございます。

国税庁事務管理センターは、税務行政の効率化、高度化を図って、適正・公平な課税を行うために導入された国税庁が管理する「国税総合管理システム」及び「国税電子申告・納税システム（e-TAX）」等の運用業務、開発業務等を行っている施設でございます。

施設管理・運営業務の内容といたしましては、建築設備管理、警備、清掃、電話交換機保守、執務環境測定、特定建築物の維持管理監督など、快適な執務環境の維持及びその運営ということになっております。

契約の推移といたしましては、先ほどもご説明いただきましたけれども、平成23年度から平成25年度まで、民間競争入札、市場化テストを行っており、事業評価において良好という評価を受けまして、その後、平成26年度から30年度の5年間、二度目ということを実施いたしました。

また、平成31年度から令和5年度までの5年間についても継続して行うことといたしましたが、地域ごとに分けた5区分のうち、第5区分となりました国税庁事務管理センターの区分について、この入札が不調となりました。

しかしながら、4月1日から間断なく業務を実施する必要があったこと、それから、再度民間競争入札を行ういとまもなかったことから、やむなく施設管理・運営、清掃、警備に分割し、それぞれ一般競争入札により単年度の契約を締結しております。

なお、国税庁事務管理センター以外の区分につきましては、平成31年度から令和5年度までの5年間の契約といたしております。

契約規模といたしましては、表題が、東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務に係る契約状況等の推移の資料に記載してあるとおりでございます。

次に、来年度以降の方針につきましては当局内で検討を行いまして、従来どおり包括的な契約として、令和2年度から令和5年度までの4年間の契約といたしたいと考えております。

本業務は、平成23年度から3年間、26年度から5年間、施設管理業務、清掃等を包括的な業務契約として継続して実施しておりますけれども、令和2年度からの実施においては、業者への聞き取りにより、人員確保のための十分な時間が確保できれば分割しなくても対応可能であるという意見もございましたので、包括的な契約としたいということ、また、入札に係る手続を効率化するため、他の区分と合わせるために4年間の契約としたいと考えております。

次に、これまで説明した内容を踏まえまして、実施要項で見直した事項でございますが、本年3月の入札では先ほど言いました地域ごとの5区分でありましたが、今回は国税庁事務管理センターの1区分に変更することとなります。

そのため、国税庁事務管理センターにかかわらない部分を削除いたしました。また、他の区分と異なる点は警備業務という点でございます。

前回、入札不調となった原因の一つといたしまして、オリンピック等の影響もあったのかと思いますけれども、人手不足による警備員の単価上昇というものがございました。今回は、今年度の契約実績をもとに、市況価格を適正に把握いたしました上で予算要求を行うとともに、警備員の配置につきましても効率的になるよう見直しを行っております。

また、先ほども申しましたが、業者から意見を聞き取った際に、入札から事業開始までの期間が短かったということから人員の確保が困難であったということ、それから、逆に十分な期間があれば対応可能であったといったことなどの意見も参考とさせていただきまして、やはりこの点が大きな原因と判断いたしまして、時期も前倒しで入札の手続を進めまして、業者における準備期間を確保するなど、できるだけ業者が参加できるよう調整を図ってまいりたいと考えております。

今後のスケジュールとしましては、11月中旬に官報公告を行って、翌年の1月中旬に入札書類の提出を受けまして、2月下旬に開札を行いたいと考えております。

以上をもちまして今回の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

お願いします。

○石田専門委員 27ページの従来の実施状況に関する情報の開示、それから、31ページの委託費の内訳です。これをこちらの実施要項で示す意図というのは、新規参入する方たちが入りやすくするために、大体どの程度の人員だったり費用がかかるのかということを示すというのが目的だと思うんですけども、こちらに金額は書いてありますが、1本だけですので、これだと、ここで従来の実施状況に関する情報の開示をする目的に沿っていないように思うんですが、いかがでしょうか。

○宮之元課長補佐 回答いたします。27ページに記載されている人件費の常勤職員、非常勤職員という欄については、官側の人数ということになりますので記載はしていないと

いうふうになるんですが。

○石田専門委員 多分これの趣旨は、発注者ではなくて、従来の受託者がどのぐらい人を張りつけていたのかということを示して、新たな参入者が入りやすくするという情報開示だと思うんです。

同じように31ページも、点検、保守及び清掃業務の内訳ですから、これも内訳がなければ何にどれぐらい人を割いてお金をかけるべきかということが新規参入者にはわからないので、これを書いても単なるブラックボックスでしかないので、もともとここを書く趣旨とは違うのではないですか。ですから、もしよければ書いていただきたいというお願いです。

○宮之元課長補佐 業務内容としては一般的なもので、特別な業務というのはございませんので、仕様書を業者のほうで確認できれば、積算できるものであるというふうにこちらは考えております。

業務ごとの金額を開示する、見せることによって、例えば自社で警備を抱えている会社であるとか、自社で清掃をやる能力のある会社とか、業者ごとでまちまちになりますので、あえてそこを開示することによって、例えば前回の業者は警備をこのぐらいの金額でやっているけれども当社は無理だというような判断をすると、逆に入札に参加しなくなるのではないかというような弊害を考えまして、業務ごとの金額は開示しておりません。

○石田専門委員 ですから、前の業者がこのぐらいでやっていて、自社ができないんだったらどういう工夫をしようかという工夫も促せると思うんです。なので、もともとここを開示する意味は、新規参入を促すものなので、さあ、わかりませんよというだけだったら、ここを書く意味はないのかなと。

ただ、既に走っていらっしゃる4区分のときに同様の書きぶりであったとすれば私どもが見逃したというようなこともあるかと思うんですが、今回は1区分ですけれども、今後にもかかわりますので、ここは本来は新規参入者を促すためにできるだけ情報開示をするというのが趣旨だと思いますので、ご配慮をいただければと思います。

それと、あともう一つ。7ページの管理・運營業務の包括的に達成すべき質なんですが、品質の維持の(4)で障害発生時及び緊急対応時の現地への所要時間。私は専門外なんですけれども、おおむね120分以内というのは、これは普通なんですか。ほかの4区分も多分同じなのでそうならいっしょと思うんですけれども。何か、エレベーターに閉じ込められても、2時間も閉じ込められてしまうのかしらと思うんですけれども、これは



普通なんですか、120分。

○小松専門委員 わからない。

○石田専門委員 赤になっていないので、ほかの4区分は多分120分なんですよね。ほかの管理業務で、ほかの所管のところで、こういったものについて、障害発生時、どれぐらいなのか見ていただいて、120分というと、個人的な感覚としては長いなど。緊急時なのに120分なのかという気はいたしますので、お調べいただいて、これで、120分ですけど妥当ですということでしたら、それはそれで納得いたしますので。

○宮之元課長補佐 今回、国税庁の事務管理センターの所在地が埼玉県の朝霞市というところにございまして、ほかの契約も確認はできていないんですけれども、例えばここを30分というふうに記載をしてしまうと、都心から30分で行けるような距離ではないので、そこも考慮しておおむね120分ということにしていると思います。

ほかの区分でも、東京国税局管内の山梨県、あと千葉県も銚子であるとか館山とかありますので、そこを30分とか1時間とかで縛ってしまうと、入札に参加できる業者がいなくなってしまうということもありまして、ここは多目に120分という長い——実際は120分だと、エレベーターに閉じ込められていると問題にはなるんですが、入札に関しましてはこのぐらいの時間を設けないと、逆に業者が入ってこれないということもありまして120分というふうにしております。

○小松専門委員 今、民間の警備会社、いっぱいありますよね。おそらく、120分で駆けつけますなんて言っているところ、まずないと思いますよ、今。普通のビルでも住宅でも警備、ALSOKとかいろんなステッカーを張ってやっているところがありますけれども、ああいうところだと30分以内には来ないと、2時間もかかるなんて言ったら契約してもらえないですから。おそらくそういうセンター的なものを整備しているはずなんですよ、それぞれ、受けるとすればですよ。逆に言えば、そういうものを持っていないところは応札しないはずなんです。

朝霞だったら都会ですから、そういう会社は複数あると思うので、これはちょっと、民間のそういう警備会社の実情を調べて、大体どのぐらいで駆けつけるものかというのを、少し聞けばわかると思うんですよ、何社かに。それで標準的な時間を入れておかれたほうがいいんじゃないかと思うんです。これは、いかにも一昔か二昔前の数字じゃないかという。東京から駆けつけるというのは、今はあり得ないと思います。

応急対応的には、おそらく近くから来て、さらに必要があればもっと専門家を呼ぶとか

やるんだろうと思うんですけども、民間の実情を調べてごらんになったほうがいいと私は思います。参考までです。してくださいという意味ではございません。

○中山会計課長 過去2回の内容も確認して、検討させていただきます。

○小松専門委員 それで、警備のことで、結局いろいろ不調になっちゃったということなんですけれども、人が足りないというのはオリンピックのせいもあるかもしれないですが、これから恒常的にこうなっていく可能性が高いんですよ。

仕様書を見せていただくと、人数を減らしているということはされているんですけども、例えばモニターを24時間ずっと見ていなさいという条項がありますよね。とすると、これは1人、休みでも平日でもとにかく張りつけていなさいという、そういう配置の仕方をしろということになりますよね。

だけど、今は大体、警備会社、民間だと遠隔監視をしているので、そこに人を張りつけないやり方をしているケースが結構あるらしいんです。そうすると、例えばあるエリアの建物について、そのセンターで見ているから、例えばそこに100軒、物件があっても、100人必要ということではないんです。その中で、センターに常駐で何人かいて、それは何かあったらすぐに駆けつけられる、その駆けつけの話と組になっていると思うんですけども、そういうやり方をしているとすると、そこに1人張りつけろと言われたら、警備会社としては困るんですよ。それだけ人を確保しなきゃいけないとなると、やっぱりまずい——まずいというか、ちょっと人は出せないねという話になる可能性もあるんです。

だから、その辺の柔軟さというのをもう少し発注書の中に入れていかないと、対応してくれるところがなくなるんじゃないかという危惧を持っております。ですから、そういう意味で、今の技術に合わせた発注の仕方を少し研究していただけるといいのかなというふうに思っております。これは参考までにということで。

○中山会計課長 日本全国の納税者の情報が集まっている施設ということもあってですね……。

○小松専門委員 それは言い出したらみんなそうで、官庁は全部そうだということになりますので。

○宮之元課長補佐 ここは24時間、職員が常駐しておる……。

○小松専門委員 ですけども、結局、職員がおられるんだったら、逆に警備員が24時間いる必要があるのかという、そういう話もあるわけですよ。何かあれば、職員の方が通報すればいいと。そうすれば、警備の人間は通報を受けて駆けつける体制でも十分じゃ

ないかという議論だってできるわけです。

だから、そこで人をかけなきゃいけないという話じゃなくて、要は、今、人がいないから困っているんで、そこにあえて人を入れろということがネックになっているという可能性が非常に高いんですね。だから、そこで不調になっているんじゃ、ある意味、非常にばかばかしい話だと思うので、ちょっとその辺の検討も、今後で結構だと思いますけれども、していただければなというふうに思います。

○中山会計課長 はい。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）につきましては意見募集のほうも残っておりますので、今回、お話が出たもろもろの点もご検討いただくとともに、意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とさせていただく方向で調整を進めたいと思います。

国税庁におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（財務省退室）

— 了 —